

消費生活にゅーす



丹波県民局 地域共創課（丹波消費者センター）

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 688（TEL 0795-73-3613）

丹波の森公苑 消費担当（TEL 0795-72-2127）



消費生活トピックス



定額減税に係る給付金詐欺にご用心！

国税庁や都道府県・市区町村から、「定額減税の関係で給付を受けられるので」などといった電話やメールを介して、個人情報（銀行口座や暗証番号など）を聞き出そうとしたり、還付手続きのためとウソを言ってATMで操作をさせて振込をさせたりする事案が全国で発生しています。

定額減税について、減税しきれないと見込まれる対象者へは差額が給付されることとなっていますが、詐欺業者がその制度を悪用していると思われます。

給付について、国や都道府県及び市区町村では、電話、ショートメッセージやメールなどで銀行の口座情報を聞き出そうとしたり、ATM操作をお願いしたりすることは一切行っていません。対象者へは市区町村から書面が届いています。

心当たりのない電話があった場合、絶対に銀行口座情報等を伝えないでください。

心当たりのないショートメッセージやメールが送られてきた場合、メールに記載のURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、無視をしてください。

不審な電話やメールについては、消費生活センターや警察へ、各種給付や定額減税に関しては、市役所や所管する税務署に問い合わせましょう。



国民生活センターをかたる詐欺の手口

「国民生活センター」は、消費生活情報の提供や商品テスト・調査研究、全国各地の消費生活センターなどの情報ネットワークシステムの中核業務、消費生活相談員の養成、重要消費者紛争の和解の仲介・仲裁などの事業を行っています。

昨今、この国民生活センターを名乗り「あなたの個人情報が漏れているので削除してあげる」との電話がかかってきたとか、似たような名称を使い「紛争問題確認通知」という題名のハガキが届いたとの相談が寄せられています。

国民生活センターが、個人情報の削除を持ちかけるような電話をかけることはありません。

紛争や訴訟に関するハガキを消費者へ送付することも絶対にありません。

このような電話やハガキは無視をしましょう。

お金の請求を受ける等、不審な点や不明な点があれば、最寄りの消費生活センターや警察へ相談してください。



刈払機の作業中の事故に注意！

全国の消費生活センターに寄せられる刈払機による草刈り中の事故が、5年あまりで29件発生しています。

主な事故原因は、転倒により刈刃に接触、刈払作業中に別の作業者が接近して刈刃に接触、キックバックにより周囲の作業者に刈刃が接触、刈刃に絡まった異物を取り除く際に回転しはじめた刈刃に接触、飛散物により受傷等が見られました。

事故にあわないためには

- ① 取扱説明書を確認して使用方法や注意点を理解し、機器の点検を行い正しく使用
- ② 服装を整えてから作業を行う
- ③ 滑りにくい作業靴を使用し、移動するときは刈刃が回転しない状態にする
- ④ 作業中には前方から近づかず、刈刃が届かない範囲から大きな音で知らせる
- ⑤ 往復刈りや大振りを避け、障害物が多い場所ではナイロンコードカッターを使用
- ⑥ 草などが絡まった場合には、刈刃が回転しない状態にしてから除去する
- ⑦ 十分な飛散防止対策を行い、15m以内に人が近づいた際には作業を中断する



高齢者消費者被害防止パネル展

令和5年度、兵庫県内の消費生活センターに寄せられた相談のうち、トラブルの当事者が60歳以上の割合は、全体の42.7%、70歳以上は27%を占め依然として高くなっています。

高齢者を悪質商法等の被害者にさせないためには、ご本人に加えて、周りの人たちに悪質商法の手口や相談窓口を知っていただくことが大切です。

兵庫県では、高齢者福祉月間である9月を「高齢者消費者被害防止キャンペーン」月間とし、県下各地で様々な啓発活動を展開しており、丹波県民局では、下記のとおりパネル展示を実施します。

令和6年9月18日(水)～9月24日(火) 15:00まで

ゆめタウン丹波 ゆめ広場

(丹波市氷上町本郷 300)



【パネル展の問合せ】丹波県民局地域共創課（丹波消費者センター）

☎ 0795-73-3613

【啓発・出前講座の問合せ】丹波の森公苑 消費担当 ☎ 0795-72-2127